

徳島市風致地区条例 建築物等の色彩について

徳島市風致地区条例第4条第1項第9号では、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等が存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこととしています。

また、同条例第4条第1項第1、2及び3号では、建築物にあつては当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築、改築又は増築（以下「建築等」という。）の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこととしていますが、ここでいう意匠には色彩も含まれるものとします。

建築物等の色彩の取扱い（色彩（彩度）の使用制限）については、次のとおりとします。

色彩の基準については、周辺景観と調和するよう、日本工業規格(JIS)の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いて数値基準を定めるものとする。

- 1 外壁（外壁部分に設置される窓・ドア等も含む、以下同じ）等に使用する色彩は、下表に示す基本色のものを原則とする。
- 2 基本色以外の色彩（以下「強調色」という）を使用する場合は、各見付面積（ピロティ等空洞となる部分を除く、以下同じ）に対して、下表に示す使用面積制限を適用する。
ただし、各見付面において下表に示す強調色を2つ以上使用する場合には、使用する強調色のうち、最も厳しい使用面積制限を適用する。
- 3 無彩色は原則すべて基本色として取り扱う。
ただし、「無彩色又は有彩色（彩度1未満のもの）であり、かつ、明度3以下のもの」について、各見付面において下表に示す強調色と併せて使用する場合には、強調色として取り扱い上記2の基準を適用する。
- 4 この基準は屋外広告物（広告塔・広告板その他これらに類するもの）の広告表示面（徳島県屋外広告物条例に基づく許可が必要なものについては、当該許可を受け、許可書の写しを提出したものに限り）には適用しない。

マンセル値の表し方

(有彩色)		(無彩色)
5YB	6 / 2	N7.5
(色相)	(明度) (彩度)	(明度)

色彩基準表（有彩色）

使用面積制限	基本色	強調色			
		制限なし※1	各見付面積の20%以下とする	各見付面積の10%以下とする	各見付面積の5%以下とする
彩度	R	2以下	2超10以下	10超14以下	14超
	YR	2以下	2超10以下	10超14以下	14超
	Y	2以下	2超10以下	10超14以下	14超
	GY	2以下	2超8以下	8超12以下	12超
	G	2以下	2超6以下	6超10以下	10超
	BG	2以下	2超6以下	6超8以下	8超
	B	2以下	2超6以下	6超8以下	8超
	PB	2以下	2超8以下	8超12以下	12超
	P	2以下	2超6以下	6超10以下	10超
RP	2以下	2超8以下	8超12以下	12超	

※1 彩度1未満のものであり、かつ、明度3以下のものと強調色を併せて使用する場合を除く。

※2 無彩色については上記3の規定を適用する。